

知らなきゃ損する！！

会社が加速する【ダントツ】マル得情報

(第1号～10号)

発行：日本中央税理士法人

：03 - 3539 - 3047

mail: soudan@j-central.jp

知らなきゃ損する！！ 会社が加速する【ダントツ】マル得情報

2006年6月15日 第1号 発行:日本中央税理士法人

お世話になっております。日本中央税理士法人の見田村です。今日は税制改正の中の同族会社の増税対策のお知らせです。少し長文ですが、濃い内容ですので、ゆっくり読んで下さいね。6/7のメルマガで、同族会社の増税対策について書きました。今日はその発展編です。まだ、メールマガジンにご登録頂いていない方は是非、ご登録下さい。

<http://www.mag2.com/m/0000149102.html>

まず、この制度について復習します。あなた様が私のメルマガをお読みなら飛ばして下さい。

(前回のメルマガの内容はここから)

今回の増税の対象になる会社

その会社の社長とその親族が発行済み株式の90%以上を持っている会社

【かつ】

その会社の社長とその親族が常勤役員の過半数を占めている会社。なお、これらの要件はいずれも「期末時点での判定」になります。

増税の内容

その会社の社長の給与の給与所得控除額は【法人税の計算上】、経費にさせない。

(例)

年収1,500万円の社長の場合、給与所得控除額は245万円です。この245万円が法人税の対象になります。税率40%の前提で98万円の増税です。ただし、この改正は【18年4月1日以後に開始する事業年度】から適用されます。つまり、1年が事業年度であれば、18年4月1日～19年3月31日が最初に適用になる事業年度です。

以上が制度の内容です。そして、この増税を回避するため、親族以外に株式を11%持ってもらう方がいます。では、本当に他人に株をもってもらえば、回避できるのでしょうか。それは間違っています。確かに、社長とその親族の持株割合が90%未満であれば、要件が外れます。しかし、それは形式にしか過ぎません。実態として、社長と親族の意向に同意する株主という前提では駄目です。だから、結果として増税の対象になります。そして、これは法律に明確に書いてあるのです。ただ、その人が同意する前提の株主かどうかはグレーゾーンになります。つまり、「物言う株主」かどうかということです。もし、この方法を実行するなら、下記のような部分がポイントになるでしょう。

株を異動させた時期

異動させた株数

異動させた合理性、意味

一番、安易なパターンは決算前に11%の株式を意味なく、他人に持ってもらうケースです。特に、税務調査では期末近辺の状況をよーーーーーく調べられます。だから、株を渡したから問題なしとはならないわけです。また、株を他人に持ってもらうことは色々とリスクが付きます。そのリスクも十分に理解しないといけません。株を他人に渡す場合には、その時期、株数、合理性、リスクを十分に理解して渡しましょう。

(前回のメルマガの内容はここまで)

ここからが発展編です。では、ここで問題となるのが株を持ってもらった人が「物言う株主」であるかどうかということです。税務署がこれを否認する場合には、税務署側も根拠を示さなければなりません。だから、税務署に指摘された時に、会社側が対抗できる根拠を示せばいいのです。それでは、会社側が「物言う株主」であることを示す根拠は何でしょう。それは、株主総会をきちんと行い、その証拠を残すということです。

例えば、下記のような資料です。

株主総会の議事録

これも単なる手続き上の書類として作成するものではありません。株主総会の中で出た質問とその回答などもきちんと記載します。

株主総会の音声の録音、映像の録画

この音声などにより株主が質問していることを証拠に残せます。つまり、「物言う株主」であることの証拠ですね。

株主総会の写真

これも実際にそこに株主が出席していたことの証拠になります。

もちろん、これらを行なったから100%問題なし、ということではありません。これらの資料があればOKとは法律に書いて無いからです。法律に書いてある内容は

「物言わない株主」は要件の判定の際に考慮しない

その株主が「物言わない株主」かどうかは税務署が決める

ということだからです。だから、「物言う株主」であることは会社側が立証するしかないのです。そして、税務調査の際の根拠資料(対抗資料)にするのです。しかし、中小企業では株主総会が書類上だけで終わることが多いのも現実です。さらに、書類も作成していない場合も多々あると思います。しかし、株主構成から増税の対策をするのであれば、税務署に対抗する資料が必要になります。是非、考えてみて下さいね。

【お願い】

ワンクリックするだけで、クリックされた企業から慈善団体に1円が寄付がされます。寄付の対象は恵まれない子供達や、地球の緑です。今、自分がここにいられることに感謝し、1日1回、クリックしませんか。私も毎日、ワンクリックしています。

<http://www.dff.jp/>

毎日が感謝！！ ありがとうございます！！

発行:株式会社日本中央会計事務所/日本中央税理士法人

住所:東京都港区西新橋1-16-5コニシビル4階

電話:03-3539-3047

HP <http://www.77setsuzei.com> (節税シートを無料進呈)

<http://www.roumu55.com/> (組織・人事の解決ノートを無料進呈)

知らなきゃ損する！！ 会社が加速する【ダントツ】マル得情報

2006年6月27日 第2号 発行:日本中央税理士法人

お世話になっております。日本中央税理士法人の見田村です。今日は1円会社の対策に関するお知らせです。あなた様ご自身の会社、関連会社が1円会社に該当する場合はご注意下さい。また、ご友人の会社で1円会社があれば、下記の内容を教えてあげて下さいね。

ご存知の通り、5月1日に新会社法が施行されました。これにより資本金1円の会社が正式に認められることになりました。確かに、新会社法の施行前でも1円会社は設立することができました。しかし、5年間で最低資本金まで増資する必要があったのです。最低資本金とは株式会社であれば1,000万円、有限会社であれば300万円です。従来この増資ができなければ、解散になるのです。この制約が新会社法により無くなったのです。

しかし、新会社法の施行前に作られた1円会社には制約を外すための手続きが必要です。それは株主総会で定款変更を行い、登記することです。この株主総会で「5年間に最低資本金を満たさなければ解散する」旨の記載を定款から削除するのです。そして、その旨の登記をします。これを忘れてしまい、5年間で最低資本金を満たさない場合は解散になります。もちろん、登記実務上、いきなり解散になるかどうかは現時点では不明です。しかし、法律上はそうなります。だから、1円会社であれば、忘れないうちに登記をすることをお奨めします。

あなた様の会社、関連会社が1円会社なら、すぐに登記をして下さい。また、ご友人の会社にも教えてあげて下さい。なお、このメールでは分かりやすいように1円会社と書きました。ただ、新会

社法の施行前に設立された最低資本金を満たしていない会社は全て該当します。資本金が1円の会社だけではありません。例えば、資本金100万円の株式会社などです。是非、ご検討下さいね。

【お願い】

ワンクリックするだけで、クリックされた企業から慈善団体に1円が寄付がされます。寄付の対象は恵まれない子供達や、地球の緑です。今、自分がここにいられることに感謝し、1日1回、クリックしませんか。私も毎日、ワンクリックしています。

<http://www.dff.jp/>

毎日が感謝！！ ありがとうございます！！

発行:株式会社日本中央会計事務所/日本中央税理士法人

住所:東京都港区西新橋1-16-5コニシビル4階

電話:03-3539-3047

HP <http://www.77setsuzei.com> (節税シートを無料進呈)

<http://www.roumu55.com/> (組織・人事の解決ノートを無料進呈)

知らなきゃ損する！！ 会社が加速する【ダントツ】マル得情報

2006年6月30日 第3号 発行:日本中央税理士法人

お世話になります。日本中央税理士法人の見田村です。今日は役員給与に関するお知らせです。

平成18年6月20日に国税庁から「役員給与に関するQ & A」が発表されました。その中で定時株主総会において、役員報酬を増額させた場合の取り扱いの詳細が判明しました。改正前はこの増額分を期首に遡って、支払っても損金に算入することができました。例えば、下記の条件で考えてみます。

3月決算

定時株主総会は5月25日に開催

定時株主総会が開催される前の社長の役員報酬は月100万円

上記100万円の報酬を4月、5月分は支払い済み

定時株主総会で社長の役員報酬を150万円にすることを決議

この場合、差額の50万円×2ヶ月分(4、5月分) = 100万円を決議後に支給しても損金にできたのです。

しかし、改正後はこの増額分を損金に算入することができません。つまり、改正後は支払うことはできるが、損金には算入されないということです。なお、この制度は平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。今までと取り扱いが大きく変わるので、どうぞご注意下さい。

【お願い】

ワンクリックするだけで、クリックされた企業から慈善団体に1円が寄付がされます。寄付の対象は恵まれない子供達や、地球の緑です。今、自分がここにいられることに感謝し、1日1回、クリックしませんか。私も毎日、ワンクリックしています。

<http://www.dff.jp/>

毎日が感謝！！ ありがとうございます！！

発行：株式会社日本中央会計事務所/日本中央税理士法人

住所：東京都港区西新橋1-16-5コニシビル4階

電話：03-3539-3047

HP <http://www.77setsuzei.com> (節税シートを無料進呈)

<http://www.roumu55.com/> (組織・人事の解決ノートを無料進呈)

知らなきゃ損する！！ 会社が加速する【ダントツ】マル得情報

2006年7月4日 第4号 発行：日本中央税理士法人

お世話になります。日本中央税理士法人の見田村です。今日は「社員の残業とリスク」についてお話しします。先日、大手機械メーカーであるクボタの社員が長時間の残業の結果、過労で倒れました。そして、東京労働局は労働基準法の違反容疑と認定しました。ただ、ビックリしたことがあるのです。会社だけでなく、現場の責任者も書類送検されたのです。あなた様の会社でも同じことが起こった場合、これは非常に恐いことです。なぜなら、中間管理職の人も責任追及されてしまうからです。ただ、多くの場合、「会社の責任 = 社長の責任」です。しかし、中間管理職もその責任を問われたのです。しかも、書類送検という形で…。

あなた様の会社の中間管理職の方が書類送検されたら、一大事ですよ。ただ、これからは企業規模を問わず、このようなリスクを意識しなければなりません。また、中間管理職が書類送検されなくても、従業員が労働基準監督署に飛び込むこともあります。最悪の場合は、裁判でのドロ試合です。しかし、判決は従業員側が90%以上勝訴しているのです。この確率って恐いですよね。

今や、労働問題は毎年、毎年、増加しています。どんな会社でも、こういうリスクに備えなければなりません。そんなリスク回避のためにマニュアルを執筆致しました。著者は弊社の取締役 社会保険労務士の内海正人です。

マニュアル名はこれです。

「55の実践パターン！ 労使トラブル解決マニュアル」(PDF版 29,800円、印刷版30,800円)

市販の書籍には書けない【グレーゾーンギリギリまで】リスク回避のことを書いています。また、実際の現場での運用問題にも触れています。

なお、7/4(火)~7/7(金)17時までにお申込みの方に限り4大特典(73,000円相当)を付けさせていただきます。

所定のアンケートにお答え頂いた方には、1万円キャッシュバック
アンケート確認後に弊社からお振り込み致します。

見田村の無料相談1時間(31,500円相当、電話、面談ともに K)
テーマは問いません。

内海の無料相談1時間(31,500円相当、電話、面談ともに K)
テーマは問いません。

税制改正緊急レポート無料進呈

「税制改正で得する会社、損する会社の分かれ道とは？」(非売品)を無料プレゼント

この特典は7/4(火)~7/7(金)17時にお申込みの方【限定】です。どうぞ、この機会をお見逃し無く!!!

お申込みはこちら <http://www.roumu55.com/>

なお、発送は7/10(月)に開始します。ご参考までに、このマニュアルをお読みになった方の声をご覧ください。

東京都千代田区 古閑崇史 様

楽しく一気に拝見させて頂きました。従来の書店に並べられている本に比べて、具体的に書か

れているので、非常に理解しやすく、かつ、ためになる内容でした。また、実際に自分が知らない内容も多数書かれており、ただただ驚きの連続でした。何かが起こってしまったからでは遅いので、このマニュアルを参考に今後の対策を立てていきたいと思います。特に、「規則規定編」の内容などは興味深い内容で、実際のケースに落とし込んで活用できそうです。何も起こっていない今だからこそ、読むべきマニュアルだと思います。

千葉県船橋市 山本憲明税理士事務所 山本憲明 様

はじめは、「うちに労使トラブルの本はまだ必要ないかなあ」と思っており、半信半疑でした。でも、将来必ず必要になると考え、購入しました。ところが、読んでみると”今すぐやらなければならないこと”が本当にたくさんありました。「これを読んでなければ正直やばかったな」と冷や汗をかいています。労使のことだけでなく、個人情報保護法にも触れていたり、「このような仕組みや書類を作っておくと、採用した人を 　な人に育てることもできる」など、経営上非常に参考になることも書いており、大変勉強になりました。経営者や同業の方と話していつも思うのは「人の問題はむずかしい」です。この本を読めば、悩んでいたかなりの部分が解消され、気がとても楽になりました。ありがとうございました。

神奈川県横浜市 税理士 佐藤亜津子 様

一通りの知識はあるつもりでいましたがその規定がなぜあるか、具体的にどのように規則に落とし込めばよいか、気づかされることがたくさんありました。人を雇うからには必ず作っておくべきなのですが、「トラブル」に直面しないとなかなか思い知らされない。そういう会社がたくさんあります。こういった基本的な規定の整備の必要性は伝えていかないと、とつくづく思います。「働き方を明確にすると会社が発展する可能性が加速する」一番心に残った文面です。

大阪府八尾市 社会保険労務士事務所 オフィス ムラカミ 村上浩三 様

質問に対して、まず結論が述べられている点が良かったと思います。忙しい事業主からの質問に対しては、どうしても法律論から入ってしまいがちで「～すべき、～しないといけない」と言ってしまうがちです。しかし、本書は(法令の遵守は当然ですが)まずどうしたら良いかを分かりやすく平易な言葉で説明があり、それはなぜなのか?という説明がきちんとした法令の説明をもってされている「使える本」である。特に「ここから先は一般的な書籍には掲載していない内容です」のところは事実、私自信知らなかったり、知っていても裏付けがありませんでした。自信を持って事業主に話せていない事例が多く、この本を読んで大変参考になりました。また、普段当たり前だと思ってあえて話をしない事例もあっても「こういう風にきちんと書にまとめてあれば、事業主へのリスク回避の意識を持ってもらうための虎の巻として重宝できそうです。

神奈川県横浜市 有限会社アセットコンサルタンツ横浜 木下欣房 様

これはスゴイ！と思いました。労働法や社員とのトラブルはなんだか難しいと思っていました。ウチは社員が少ないからまあいいや！なんて思っていたのですが、これを読んでビックリしました。トラブルの解決というよりも予防についての考え方が書かれている点は今までの本にはありませんよね。その点で購入してみて「良かった！」と思いました。これから伸び盛りの会社は、社員数が増えてくると思います。そんなときにこの1冊があれば、かなりのリスクヘッジになるのではないのでしょうか？お勧めの1冊です。

東京都目黒区 大山 和章 様

この本を購入して、思わず自社の就業規則、退職金規程、給与規程を見直してしまいました。ちょっとした規則の言葉遣いでもしかしたら、大きな間違いをしているかも？と考えさせられました。普段の業務で会社のルールとして使っている事柄が労働基準法では微妙にずれている！なんて専門家ではないと気がつきませんね。そんな気づきを与えてくれた情報が多かったです。従業員の解雇といった難しい問題を平易な言葉で解説されていて助かりました。解雇の種類も懲戒解雇、整理解雇、普通解雇なんて違いがさっぱりわかりませんでした。この本を読んですっきりです。労働基準監督署や社会保険事務所への対応も「どうすればいいか」よくわかりました。大変参考になりました。どうもありがとうございました。

富山県高岡市 有限会社ライフブレイン 代表取締役 加藤純朗 様

保険代理店である私にとっては、この「労使トラブル解決マニュアル」は非常に役に立っています。保険の仕事をしていると、お客様から色々なことを質問されます。税制のことや労務関係についてなど、質問は多方面に渡ります。ある程度の知識はつけておかないとあたふたすることもしばしば。お客様からの相談に少しでも力になればと、この本の購入を決めました。この本のいいところはQ&A方式になっていて、知りたい事項がすぐに探せること。大事な部分は思いっきり強調されていること。あげればまだまだあるのですが、何よりも一番うれしいのは非常に読みやすいことです。労務関係の本というのは難しいイメージがあって、読んでいると嫌になってくるような気がするのですがこちらに関してはそんな心配はまったくなし。まるで話しかけられているようなそんな文章なので、あっという間に読めてしまうのです。非常に参考になりましたし、リスク管理の重要性を再認識させられました。いい買い物をしたなって実感しています。

総額73,000円の4大特典は7/4(火)~7/7(金)17時にお申込みの方【限定】です。
どうぞ、この機会をお見逃し無く!!!
お申込みはこちら <http://www.roumu55.com/>

なお、発送は7 / 10 (月) に開始します。

【お願い】

ワンクリックするだけで、クリックされた企業から慈善団体に1円が寄付がされます。寄付の対象は恵まれない子供達や、地球の緑です。今、自分がここにいられることに感謝し、1日1回、クリックしませんか。私も毎日、ワンクリックしています。

<http://www.dff.jp/>

毎日が感謝！！ ありがとうございます！！

発行：株式会社日本中央会計事務所/日本中央税理士法人

住所：東京都港区西新橋1 - 16 - 5 コニシビル4階

電話：03 - 3539 - 3047

HP <http://www.77setsuzei.com> (節税シートを無料進呈)

<http://www.roumu55.com/> (組織・人事の解決ノートを無料進呈)

知らなきゃ損する！！ 会社が加速する【ダントツ】マル得情報

2006年8月4日 第5号 発行：日本中央税理士法人

お世話になっております。日本中央税理士法人の見田村です。今日は会社の合併に関する情報です。これは事業承継にも関係する話なので、是非、お読み下さい。

旧商法では、債務超過の会社を吸収合併することは【例外を除き】、できませんでした。そのため、債務超過の関連会社を合併させたい場合、営業権を計上したりする方法が使われていました。なぜなら、営業権により資産が膨らみ、債務超過が解消されるからです。ただ、債務超過の会社の営業権の価値は微妙な場合もありますが…。ちなみに、上で記載した【例外】とは、100%子会社を吸収合併する場合で、親会社が新株を発行しない場合です。

しかし、新会社法が施行されて、この部分が変わりました。債務超過の会社でも合併することができるのです。その結果、こんなことができるようになりました。それは、【株価を下げるができる】という点です。非上場の株式であっても、相続が発生すると財産として課税されます。そのため、優良企業で非上場の会社の株価が高い場合、大変なのです。非上場株は基本的には、換金価

値がありませんから…。しかし、換金価値が無いのに、相続税がかかってしまうのです…。ただ、合併が新会社法で変わりました。そのため、関連会社で債務超過の会社があるなら、合併させてみてはいかがでしょうか。当然、元々の優良会社の株式の評価は下がります。そして、下げた後に、ご子息に贈与、売却を行なうことも考えられます。

もし、あなた様が会社の株価を下げる対策をお考えなら、この方法を検討されてはいかがでしょうか。どうぞ、ご検討下さい。

また、あなた様のご友人の会社がこの情報を使えるようであれば、このメールを転送して頂いても結構です。是非、教えてあげて下さいね。

【お願い】

ワンクリックするだけで、クリックされた企業から慈善団体に1円が寄付がされます。寄付の対象は恵まれない子供達や、地球の緑です。今、自分がここにいられることに感謝し、1日1回、クリックしませんか。私も毎日、ワンクリックしています。

<http://www.dff.jp/>

毎日が感謝！！ ありがとうございます！！

発行：株式会社日本中央会計事務所/日本中央税理士法人

住所：東京都港区西新橋1-16-5コニシビル4階

電話：03-3539-3047

HP <http://www.77setsuzei.com> (節税シートを無料進呈)

<http://www.roumu55.com/> (組織・人事の解決ノートを無料進呈)

知らなきゃ損する！！ 会社が加速する【ダントツ】マル得情報

2006年8月31日 第6号 発行：日本中央税理士法人

お世話になっております。日本中央会計事務所の見田村です。まだまだ残暑が厳しい季節です。お体にはご自愛下さい。さて、今日は税務調査に関するお知らせです。秋は税務調査の多い時期です。あなた様の会社に税務調査の予定はありませんか？もし、税務調査になったら、注意して頂きたい点があるのです。

「それは単なるミス、見解の違いにも重加算税をかけたがる」ということです。

税務署の調査官にとって、重加算税をかけたことは内部的に大きなポイントになるのです。当然、その積み重ねが次回の異動、将来の出世にも影響します。そのため、重加算税をかけたがるのです。ちなみに、重加算税は原則、増えた税額の35%です。例えば、追加で払えと言われた税金が100万円なら35万円が重加算税です。

もちろん、会社が意図的に税金を回避した行為は別です。これには重加算税がかけられても仕方ありません。しかし、調査官はそうでない場合でも、重加算税をかけてくる場合があるのです。もし、あなた様の会社の税務調査でこのようなことが行われたら、「それは、おかしい」と断固、主張してください。私の過去の経験でも、理不尽な重加算税は回避できます！！是非、税務調査の場合はご注意下さいね。また、節税を行なう場合には、十分な根拠を持って行なって下さい。

そんな節税の根拠をもっとお知りになりたい方のために、セミナーやります。

節税 & 社会保険料削減セミナー(4大特典付き)

今回はビデオ撮影をしません。そのため、グレーゾーンギリギリまでお話し致します。なお、節税のパートは「絶対節税の裏技77」の内容が中心ですが、節税と税務調査での対応についても触れていきます。

セミナー概要

日程 平成18年9月21日(木)

時間 10時30分～16時30分(開場10時)

会場 東京国際フォーラムG404(JR有楽町駅 徒歩1分)

料金 42,000円(税込)

講師 税理士 見田村元宣、社会保険労務士 内海正人

主催 日本中央税理士法人

特典(合計104,800円)

「絶対節税の裏技77」(31,800円)を無料進呈

見田村の無料相談1時間(通常は31,500円)

内海の無料相談1時間(通常は31,500円)

労使トラブル解決マニュアル(29,800円)を10,000円引き

なお、参加証は[代金引換郵便]でお送りします。
お申込みはこちら 本セミナーは終了しました

過去のご参加者の声

国際電気株式会社 酒谷知可 様

節税も少しづつやれば、大金につながるなあと思いました。チェックリストを見ながら、しっかり検討したいと思います。

株式会社彩 高山英子 様

節税方法で役立った。資金繰り対策で役立った。

クレディ・スイス生命保険 秋田百合子 様

節税対策に大変参考になりました。営業で活用させて頂けるものがたくさんありました。ありがとうございました。内容もわかりやすく、とても勉強になりました。経営に頭を悩ませている経営者の方が多くいらっしゃるのので、参考になりました。ありがとうございました。

お申込みはこちら 本セミナーは終了しました

追伸1

「絶対節税の裏技77」をご購入頂いた方のご声をご紹介します。

新潟県佐渡市 株式会社 新洋舎 後藤守 様

やっぱりあった！この裏技！！顧問税理士に相談したくても曖昧な情報でしかありませんでした。そのため、「時間が過ぎては決算を迎える。何とかならないの？」と不満が残っていました。特に「お金が不要な節税法」はキャッシュフロー（税金のためにお金を借りる）で頭を悩ます自分にはわかり易い資料でした。

(見田村より)

後藤様、ありがとうございます。今後の情報にもご注目下さいね。この他にも、ご賞賛の声をたくさん頂いております。あなた様のご友人にも教えてあげて下さいね。

このマニュアルの目玉は「同族会社の社長の給与に対する給与所得控除の損金不算入」の対策ですね。

<http://www.77setsuzei.com>

追伸2

「55の実践パターン 労使トラブル解決マニュアル」をご購入頂いた方の声をご紹介します。

大阪府松原市 合資会社 アビリティ 谷口雅和 様

さすがに労使トラブルの場数を踏んでおられる内海さんですね。トラブルの基となる残業対策や解雇対策、さらに諸規定の対策など、専門知識を惜しみなく提供していますので、この対策を会社に取り入れれば、労使トラブルの未然防止効果は高いですね。労使トラブルに発展する前に、会社側が先手を打ち、トラブルを防ぐ。これこそが理想の労使トラブル対策ですが、その理想の対策を目差す経営者の方に、特にお勧めします。

(見田村より)

このマニュアルは弊社取締役の社会保険労務士 内海正人が法律と実務のグレーゾーン目一杯まで書いたものです。就業規則の使い方、現場での運用方法にも触れています。

目玉は「労働基準監督署の調査のポイント、何がどうやって調べられる」ですね。

<http://www.roumu55.com/>

【お願い】

ワンクリックするだけで、クリックされた企業から慈善団体に1円が寄付がされます。寄付の対象は恵まれない子供達や、地球の緑です。今、自分がここにいられることに感謝し、1日1回、クリックしませんか。私も毎日、ワンクリックしています。

<http://www.dff.jp/>

毎日が感謝！！ ありがとうございます！！

発行：株式会社日本中央会計事務所/日本中央税理士法人

住所：東京都港区西新橋1-16-5コニシビル4階

電話：03-3539-3047

HP <http://www.77setsuzei.com> (節税シートを無料進呈)

<http://www.roumu55.com/> (組織・人事の解決ノートを無料進呈)

知らなきゃ損する！！ 会社が加速する【ダントツ】マル得情報

2006年9月5日 第7号 発行:日本中央税理士法人

お世話になっております。日本中央会計事務所の見田村です。前回、お送りしたメールに記載した URL のリンクの一部が切れておりました。申し訳ございませんでした。さて、今日は【税務調査】に関するノウハウの続きです。税務調査があった場合、【社長】が【最も注意すること】は何でしょうか。

それは、【聞かれたことだけに答える】ということです。当たり前と思われるかもしれませんが、これができないのです…。私は、税務調査の前に打合せをして、このことをご説明します。しかし、税務調査の現場では、聞かれてもいないことに答える社長が【本当に】多いのです。多分、本人は無意識なのでしょう。しかし、税務調査官はプロです。【間接的な質問】も交えて、【核心】を狙います。社長は自分の商売のことなので、得意になってペラペラ喋ってしまうことが多いのです。

私も隣で聞いていてヒヤヒヤすることがあります。ただ、隣で「社長、それは言わないで下さい」とは言えませんよね(笑)。あなた様は「そんなの分かってるよ」と思われるかもしれません。しかし、それで失敗する社長が多いことは調査官も知っています。だから、【意図的なテクニック】を使って質問をするのです。単純に疑問に思ったことを質問している訳ではないのです。

秋は税務調査の多い季節です。もし、あなた様の会社が税務調査を受けるなら、ご注意下さいね。なお、先日、お知らせしたセミナーですが、6席増席しましたが、【残席4】になってしまいました。お早めにお申込み下さい。間も無く締め切りです。

なお、あなた様がお申込み済みの場合は、下記をお読み頂かなくても結構です。

節税 & 社会保険料削減セミナー(4大特典付き)

今回はビデオ撮影をしません。そのため、グレーゾーンギリギリまでお話し致します。

なお、節税のパートは「絶対節税の裏技77」の内容が中心ですが、

節税と税務調査での対応についても触れていきます。

セミナー概要

日程 平成18年9月21日(木)

時間 10時30分～16時30分(開場10時)

会場 東京国際フォーラムG404(JR有楽町駅 徒歩1分)

料金 42,000円(税込)

講師 税理士 見田村元宣、社会保険労務士 内海正人

主催 日本中央税理士法人

特典(合計104,800円)

「絶対節税の裏技77」(31,800円)を無料進呈

見田村の無料相談1時間(通常は31,500円)

内海の無料相談1時間(通常は31,500円)

労使トラブル解決マニュアル(29,800円)を10,000円引き

なお、参加証は【代金引換郵便】でお送りします。

お申込みはこちら [本セミナーは終了しました](#)

過去のご参加者の声

国際電気株式会社 酒谷知可 様

節税も少しづつやれば、大金につながるなあと思いました。チェックリストを見ながら、しっかり検討したいと思います。

株式会社彩 高山英子 様

節税方法で役立った。資金繰り対策で役立った。

クレディ・スイス生命保険 秋田百合子 様

節税対策に大変参考になりました。営業で活用させて頂けるものがたくさんありました。ありがとうございました。内容もわかりやすく、とても勉強になりました。経営に頭を悩ませている経営者の方が多くいらっしゃるのので、参考になりました。ありがとうございました。

お申込みはこちら [本セミナーは終了しました](#)

追伸1

「絶対節税の裏技77」をご購入頂いた方の声をご紹介します。

千葉県市川市 税理士 長塚将基 様

私は企業経理部を退職して独立した新米税理士です。私がクライアント様から受ける相談で最も困ってしまうのが、「だったらいくらまでなら否認されないのか」というものです。プロとして報酬をい
ただく以上グレーゾーンであっても自分なりの見解で具体的な金額を示すべきと考えています。し
かし、なかなか勇気があることです。本書を読んで何よりも税理士としてのマインドを学ばせてい
ただきました。本当にありがとうございました。

(見田村より)

永塚様、ありがとうございます。同じ税理士として、大変、嬉しく思います。顧客の立場から考えることは大事ですからね。税理士はサービス業ですから！！これからも情報提供させていただきますので、ご覧下さい。この他にも、ご賞賛の声をたくさん頂いております。あなた様のご友人にも教えてあげて下さいね。

このマニュアルの目玉は「同族会社の社長の給与に対する給与所得控除の損金不算入」の対策ですね。

<http://www.77setsuzei.com>

追伸2

「55の実践パターン 労使トラブル解決マニュアル」

このマニュアルは弊社取締役の社会保険労務士 内海正人が法律と実務のグレーゾーン目一杯まで書いたものです。就業規則の使い方、現場での運用方法にも触れています。目玉は「労働基準監督署の調査のポイント、何がどうやって調べられる」ですね。

<http://www.roumu55.com/>

【お願い】

ワンクリックするだけで、クリックされた企業から慈善団体に1円が寄付がされます。寄付の対象は恵まれない子供達や、地球の緑です。今、自分がここにいられることに感謝し、1日1回、クリックしませんか。私も毎日、ワンクリックしています。

<http://www.dff.jp/>

毎日が感謝！！ ありがとうございます！！

発行:株式会社日本中央会計事務所/日本中央税理士法人

住所:東京都港区西新橋1-16-5コニシビル4階

電話:03-3539-3047

HP <http://www.77setsuzei.com> (節税シートを無料進呈)

<http://www.roumu55.com/> (組織・人事の解決ノートを無料進呈)

知らなきゃ損する！！ 会社が加速する【ダントツ】マル得情報

2006年9月14日 第8号 発行:日本中央税理士法人

お世話になっております。日本中央税理士法人の見田村です。実は、労働基準監督署の調査が以前よりも増えているってご存知でしたか？最近、マスコミでも労働基準監督署の調査が取り上げられています。実際に、弊社の顧問先様も調査を受けました。別に従業員とのトラブルがあった訳ではありません。税務調査のように突然、電話がかかってきたのです。多くの会社は税務調査のご経験はあると思います。しかし、労働基準監督署の調査のご経験は少ないと思います。だから、増加している労働基準監督署の調査についてお話しします。

実際に調査が入ると、こんなことを調べられます。サービス残業の実態、過重労働の問題、労働環境の問題…。挙げればキリがありません。もちろん、実態として多くの会社でサービス残業が行なわれています。私が新卒で入社した会社もそうでした。しかし、労働基準監督署の調査があったら、改善するしかないのです。もちろん、電話がかかってきても、一般的には通常の調査です。焦らず、冷静に対応して下さい。基本的な指摘事項はあるかもしれませんが、大きな問題に発展することは少ないでしょう。

ただし、労働基準監督署の「監督官」が来たら、覚悟しましょう！あなた様の会社が、労働法に抵触している可能性が高いのです。「監督官」は税務調査でいうならマルサのような存在です。では、この「労働基準監督官」とはどんな人でしょうか？労働基準監督官は、厚生労働省の専門職として採用された公務員です。そして、刑事訴訟法で定められた「特別司法警察員」と呼ばれます。簡単に言うと「逮捕」する権限を持っているのです。

しかし、「労働基準監督官に逮捕された」とは聞いたことがありません。ただ、労働基準法違反で刑事訴訟法の適用を受けることはあります。社長がいわゆる「前科者」になる可能性があるということです。これは恐いことですよ。労働基準監督官は「労働Gメン」とも言われています。あなた様の会社で何か問題が発見されたら、改善しましょう。

想像してみてください。あなた様の会社に労働基準監督署の調査が入った時のことを・・・。

それに耐えうる雇用契約書の体裁は整っていますか？

就業規則が作りっぱなしで、放置されていませんか？

改正後の労働基準法に準拠していますか？？？

調査に耐えうる労働者名簿の形式になっていますか？

このような書類が整備されていないと、調査の時に大きな問題に発展する可能性があります。だから、このような部分にご不安がある方は是非、こちらをご覧ください。

『55の実践パターン！労使トラブル解決マニュアル』（人事・組織の無料レポートのダウンロードあり）

<http://roumu55.com/>

【お願い】

ワンクリックするだけで、クリックされた企業から慈善団体に1円が寄付がされます。寄付の対象は恵まれない子供達や、地球の緑です。今、自分がここにいられることに感謝し、1日1回、クリックしませんか。私も毎日、ワンクリックしています。

<http://www.dff.jp/>

毎日が感謝！！ ありがとうございます！！

発行：株式会社日本中央会計事務所/日本中央税理士法人

住所：東京都港区西新橋1 - 16 - 5 コニシビル4階

電話：03 - 3539 - 3047

HP <http://www.77setsuzei.com>（節税シートを無料進呈）

<http://www.roumu55.com/>（組織・人事の解決ノートを無料進呈）

知らなきゃ損する！！ 会社が加速する【ダントツ】マル得情報

2006年9月22日 第9号 発行：日本中央税理士法人

お世話になります。日本中央会計事務所の見田村です。今日は弊社取締役の社会保険労務士 内海に代わり、私がお知らせ致します。先日、新会社法を使った面白い方法を思いつきました。これをある社長に話したら、「おお、面白いね」とおっしゃいました。これを来週の水曜日に配信する【まぐまぐからの無料メルマガ】でご紹介します。あなた様がまだ未登録であれば、是非、ご登録下さい。

ご登録は <http://www.mag2.com/m/0000149102.html>

さて、今日は「税務調査の結果に不服の時は??」をお話しします。秋は税務調査の多い季節ですね。あなた様の会社は大丈夫でしょうか。もし、あなた様の会社に税務調査があり、その結果に不服の時はどうすべきでしょうか。それは、【修正申告書を提出してはいけない】ということです。税務署の調査結果に不服な場合、税務署長に「異議申し立て」をまず行なうことができます。しかし、修正申告書を提出すると、その内容を認めたことになるのです。つまり、異議申し立てをする権利が無くなるのです。

だから、不服の時は修正申告書を提出してはいけません。そして、税務署に調査結果を【一旦】決めてもらうのです。その後、その内容に対して、異議申し立てをするのです。税務調査の結果の中には正当なものもあれば、理不尽なものもあります。あなた様が「これは理不尽だ」と思ったら、きちんと主張して下さいね。それは、【法律で定められた納税者側の権利】なのですから！どうぞ、ご検討下さい。

「絶対節税の裏技77」をご購入頂いた方の声

新潟県佐渡市 株式会社 新洋舎 後藤守 様

やっぱりあった！この裏技！！顧問税理士に相談したくても曖昧な情報でしかなく、時間が過ぎては決算を迎える。「なんとかならないの?!」と不満が残っていました。特に「お金が不要な節税法」はキャッシュフローでも頭を悩ます自分にはわかり易い資料でした。

(見田村より)

後藤様、ご評価頂き、感謝です。節税は下記の4種類をきちんと使い分けることが大事です。

お金を出さずに、税金を減らす節税方法

お金を出さずに、税金を先送りする節税方法

お金を出して、税金を減らす節税方法

お金を出して、税金を先送りする節税方法

このマニュアルを読んで、会社に有利な節税を選択して下さいね。このマニュアルは、18年度の税制改正にも対応しております。目玉は「同族会社の給与所得控除の損金不算入の対策」ですね。あなた様のご友人にも教えてあげて下さいね。

<http://www.77setsuzei.com>

【お願い】

ワンクリックするだけで、クリックされた企業から慈善団体に1円が寄付がされます。寄付の対象は恵まれない子供達や、地球の緑です。今、自分がここにいられることに感謝し、1日1回、クリックしませんか。私も毎日、ワンクリックしています。

<http://www.dff.jp/>

毎日が感謝！！ ありがとうございます！！

発行：株式会社日本中央会計事務所/日本中央税理士法人

住所：東京都港区西新橋1-16-5コニシビル4階

電話：03-3539-3047

HP <http://www.77setsuzei.com> (節税シートを無料進呈)

<http://www.roumu55.com/> (組織・人事の解決ノートを無料進呈)

知らなきゃ損する！！ 会社が加速する【ダントツ】マル得情報

2006年10月4日 第10号 発行：日本中央税理士法人

いつもお世話になっております。日本中央税理士法人の見田村です。昨日、新規の顧問契約を3件も頂きました。最近、色々な方からご評価を頂き、心からありがたく思います。本当に頑張った甲斐がありますね。これからいい情報発信を致しますので、どうぞご覧下さいね。さて、今日は「架空人件費は何からばれるか」をお話します。

多額の交際費、リベート、裏金が事業上、必要な業界があります。不動産業、建設業、葬儀関連業などですね。もちろん、裏金などはいいいことではないのですが…。しかし、売上を上げるためには、避けられないことも多くあります。こういう経費を捻出するために、架空人件費を計上する会

社があります。しかし、これは税務調査で必ず、ばれてしまいます。では、どういう物からばれてしまうのでしょうか。

税務調査官は、直接的な資料の他、間接的な資料も見ます。例えば、直接的な資料とは、総勘定元帳、給与の振込一覧などですね。間接的な資料とは経理に直接関係ない資料です。この間接的な資料からばれてしまうことが多いのです。

例えば、私は過去にこんな経験をしました。全く世の中に存在しない人へ給与を支払っていました。つまり、架空人件費ですね。これが残業をする際の食事の注文書からばれたのです。その会社はこれを注文する際、全従業員の名前が左側に書かれた表を使っていたのです。そして、注文する人は自分の名前の横に食べたい物を書いていたのです。しかし、この注文書に名前の無い人が2人いたのです。さらに調べると、その2人は社会保険にも加入していませんでした。まあ、存在しない人物なので、当然なのですが（笑）。

結局、2人の人件費は否認され、重加算税の対象になりました。ただ、裏金が必要な業界だったので、それを捻出していたのですね。当然、今後は同じことは続けられません。しかし、事業上、裏金は必要です。だから、社長個人の役員報酬を上げ、そこから支払うことになりました。税務調査官も「まあ、そうするしかないでしょうねー」と言っていました。税務調査では、間接的な資料、質問から核心を突かれることがあります。実際の現場では「そんな資料から…(汗)」ということもあります。だから、会社にある全ての資料、物は調査官に見られると思って下さい。当然、何を見られても、全く問題の無い会社は少ないでしょう。だから、税務調査の連絡があったら、会社を一通りチェックしましょう。何気ないところにリスクがあるかもしれません。

「絶対節税の裏技77」をご購入頂いた方の声

愛知県東海市 有限会社フジ建材 沼澤弘恵 様

決算前に節税で悩んでたときに、偶然、この裏技を見つけました。迷いましたが、とても気になり購入しました。当社にも顧問税理士さんはいますが、「こんなこと聞いていいかな？」というのもあり、困っていました。送って頂いた資料は見たい資料も探しやすいので、知りたかった役員報酬の資料もあり、購入して良かったです。

(見田村より)

沼澤様、ありがとうございます。はっきり言って、顧問税理士に聞きにくいという方は多いですね。お困りの問題点が解消されて、良かったです。今後の情報にもご注目下さい。

このマニュアルは、18年度の税制改正にも対応しております。目玉は「同族会社の給与所得控

除の損金不算入の対策」ですね。あなた様のご友人にも教えてあげて下さいね。

<http://www.77setsuzei.com>

【お願い】

ワンクリックするだけで、クリックされた企業から慈善団体に1円が寄付がされます。寄付の対象は恵まれない子供達や、地球の緑です。今、自分がここにいられることに感謝し、1日1回、クリックしませんか。私も毎日、ワンクリックしています。

<http://www.dff.jp/>

毎日が感謝！！ ありがとうございます！！

発行：株式会社日本中央会計事務所/日本中央税理士法人

住所：東京都港区西新橋1 - 16 - 5コニシビル4階

電話：03 - 3539 - 3047

HP <http://www.77setsuzei.com> (節税シートを無料進呈)

<http://www.roumu55.com/> (組織・人事の解決ノートを無料進呈)

発行者概要

日本中央税理士法人・株式会社 日本中央会計事務所

通常の顧問業務の他、節税コンサルティング、相続、事業承継、不動産コンサルティング、匿名組合コンサルティングを得意とする提案型の会計事務所である。事後対策はもちろん、事前に何ができるかをモットーに活動している。各種セミナー等の講師依頼も多い。著書に「かわいい決算書」(明日香出版社)、「ありふれたビジネスで儲ける」(クロスメディア・パブリッシング)、「お金を集める技術」(クロスメディア・パブリッシング)がある。

連絡先

東京本社

〒105 - 0003

東京都港区西新橋1 - 16 - 5 コニシビル4階

TEL 03 - 3539 - 3047 FAX 03 - 3539 - 3048

メール soudan@j-central.jp

大阪本社

〒531 - 0074

大阪府大阪市北区本庄東2 - 3 - 31 JCAビル3階

TEL 06 - 4802 - 6665 FAX 06 - 4802 - 6664

メインホームページ <http://www.j-central.jp>

節税のことなら <http://www.77setsuzei.com>

経営分析のことなら <http://www.b-science.com>

匿名組合のことなら <http://www.tokumeikumiai.com>

相続のことなら <http://www.anshin-souzoku.com>

社会保険のことなら <http://www.eroumu.com>

お気軽にご相談下さい。

03 - 3539 - 3047